

# 山口県報

平成19年  
1月23日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(周防大島町)(市町課)	一
保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)	二
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)	三
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	四
県営吉見地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	五
県営萩原地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	五
林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)	五
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
選管告示	六
不在者投票のできる老人ホームの指定	六
雑報	六
県報の正誤(平成十九年一月十二日山口県選挙管理委員会告示第一号)	六

### 山口県告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周防大島町長から周防大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年十二月八日確認した旨の届出があった。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

大島郡周防大島町大字久賀字西脇東七二五九の二から同大字字宗光六六一六の九までに沿接する一般国道四三七号に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から65の地点までを順次結んだ線及び1の地点と65の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D.L. +三・三七メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、九〇一・二九平方メートル

- 1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度五分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)から三〇〇度四分一三秒一、四九三・〇八メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇〇度〇〇分五六秒一・七五メートルの地点  
 3の地点 2の地点から三〇〇度一五分一五秒〇・七三メートルの地点  
 4の地点 3の地点から三〇〇度一八分四九秒一〇・〇〇メートルの地点  
 5の地点 4の地点から三〇〇度二〇分四九秒一〇・〇二メートルの地点  
 6の地点 5の地点から三〇〇度二二分〇一秒九・九八メートルの地点  
 7の地点 6の地点から三〇〇度二二分四秒一〇・〇〇メートルの地点  
 8の地点 7の地点から三〇〇度二二分五四秒一〇・〇〇メートルの地点  
 9の地点 8の地点から三〇〇度二二分三五秒一〇・〇二メートルの地点  
 10の地点 9の地点から三〇〇度二七分三三秒九・九七メートルの地点  
 11の地点 10の地点から三〇〇度一五分三四秒九・九七メートルの地点  
 12の地点 11の地点から三〇〇度〇八分五七秒一〇・〇二メートルの地点  
 13の地点 12の地点から三〇〇度二九分五九秒一〇・五六メートルの地点  
 14の地点 13の地点から一九九度四四分二秒五・六六メートルの地点  
 15の地点 14の地点から三〇九度二分五三秒二・四五メートルの地点  
 16の地点 15の地点から四〇〇度〇六分一五秒五・六〇メートルの地点

17の地点	16の地点から三二〇度〇七分〇六秒一・九三メートルの地点
18の地点	17の地点から四〇度五六分四七秒一五・三〇メートルの地点
19の地点	18の地点から二二〇度〇九分三〇秒五・八五メートルの地点
20の地点	19の地点から二二〇度〇八分二四秒一・〇〇メートルの地点
21の地点	20の地点から二二〇度三〇分四五秒一九・八〇メートルの地点
22の地点	21の地点から二二〇度一七分二一秒一九・九八メートルの地点
23の地点	22の地点から二二〇度二分五〇秒二〇・〇七メートルの地点
24の地点	23の地点から二二〇度一七分三九秒二〇・〇三メートルの地点
25の地点	24の地点から二二〇度〇二分四〇秒一九・八九メートルの地点
26の地点	25の地点から二二〇度一四分三八秒二〇・〇八メートルの地点
27の地点	26の地点から二二〇度〇八分〇四秒一九・八六メートルの地点
28の地点	27の地点から二二〇度三三分四四秒一〇・一三メートルの地点
29の地点	28の地点から二二〇度三八分三五秒九・九四メートルの地点
30の地点	29の地点から一九度五五分五九秒九・八七メートルの地点
31の地点	30の地点から一九度五四分〇四秒九・七二メートルの地点
32の地点	31の地点から一九度二六分三三秒九・八五メートルの地点
33の地点	32の地点から一八度五九分二七秒九・六五メートルの地点
34の地点	33の地点から一八度四二分二六秒九・七六メートルの地点
35の地点	34の地点から一八度〇八分五〇秒九・八七メートルの地点
36の地点	35の地点から一七度四九分四二秒九・六七メートルの地点
37の地点	36の地点から一七度二五分二九秒九・八七メートルの地点
38の地点	37の地点から一六度五七分三七秒九・七三メートルの地点
39の地点	38の地点から一六度三一分三四秒九・七九メートルの地点
40の地点	39の地点から一六度〇五分〇〇秒九・八一メートルの地点
41の地点	40の地点から一五度四九分〇三秒九・七七メートルの地点
42の地点	41の地点から一五度三〇分五五秒九・八一メートルの地点
43の地点	42の地点から一四度四三分一八秒九・六八メートルの地点
44の地点	43の地点から一三度四〇分四五秒九・九三メートルの地点
45の地点	44の地点から一三度四一分〇七秒六・二八メートルの地点
46の地点	45の地点から二〇三度四八分一八秒一五・八六メートルの地点
47の地点	46の地点から一九三度四二分〇〇秒二・八九メートルの地点
48の地点	47の地点から二〇三度四二分四八秒五・五六メートルの地点
49の地点	48の地点から一九四度四三分二一秒二・九五メートルの地点
50の地点	49の地点から一九四度四四分一〇秒一〇・六六メートルの地点

51の地点	50の地点から二九四度五四分〇七秒七・四二メートルの地点
52の地点	51の地点から二九五度〇〇分〇九秒七・四四メートルの地点
53の地点	52の地点から二九五度〇九分二四秒五・九五メートルの地点
54の地点	53の地点から二九五度五七分五七秒八・九五メートルの地点
55の地点	54の地点から二九六度〇九分四一秒九・九三メートルの地点
56の地点	55の地点から二九六度二七分五六秒九・九三メートルの地点
57の地点	56の地点から二九六度五五分〇〇秒九・九一メートルの地点
58の地点	57の地点から二九七度二六分四八秒九・八九メートルの地点
59の地点	58の地点から二九七度三七分三五秒九・九三メートルの地点
60の地点	59の地点から二九九度四〇分三九秒九・九一メートルの地点
61の地点	60の地点から二九九度四九分四七秒九・九一メートルの地点
62の地点	61の地点から二九九度〇五分三九秒九・九五メートルの地点
63の地点	62の地点から二九九度二六分二九秒九・九二メートルの地点
64の地点	63の地点から二九九度二六分三九秒五・八四メートルの地点
65の地点	64の地点から二〇九度〇二分四一秒一・五五メートルの地点

山口県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
長門市深川湯本字三谷二二一の一（九）次の図に示す部分に限る。
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
岩国市美川町南桑字船津四九八四の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山口県告示第二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
須佐区域 宇田郷区域 奈古区域 大島区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
三見区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	
"		まき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	
"		主として底びき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	
"		総トン数十トン未満の漁船により、主として沖建網を使用して営む漁業	
津黄区域		総トン数十トン以上の漁船により、主として沖建網を使用して営む漁業	

肥中区域

蓋井島区域  
浮島区域

法第百四条第二号に掲げる漁業

"  
主として底びき網を使用して営む漁業  
船びき網漁業及び主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

山口県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年一月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 三二五号  
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
周南市大字長穂字丁田六六八の一地 先から 同市 同大字 同字六六七の二地先 まで		最狭 二一五・〇〇	最狭 二一五・〇〇		四三三・〇	道路改良工事が完了による。

道路の種類 一般国道  
路線名 四三五号  
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		旧	最狭			
美祢市豊田前町麻生下字中山埜三三 五の一地先から 下関市豊田町大字榎原字祇園原二		最狭 二一八・四二 二七・四及び	最狭 六・〇 一、五九〇・〇 一、五五二・五		ダブルウェイ	

九の一池先まで	新	最狭 九八・〇二	九八・〇 一、五五二・五
---------	---	-------------	-----------------

山口県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年一月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三一五号	周南市大字長穂字丁田六六八の一池先から 同市 同大字 同字六六七の二池先まで	平成十九年一月二十四日

山口県告示第三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土地区画整理組合の名称  
岩国市平田一丁目土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
岩国市川西四丁目二九三三番地の一
- 三 設立認可の年月日  
平成十六年十月五日
- 四 変更の内容  
新たに岩国市平田一丁目の一部を施行地区に編入し、同町の一部を施行地区から除外した。

五 変更認可の年月日  
平成十九年一月二十三日



(三〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年三月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 周防大島ふるさとづくりのん太の会  
代 表 者 の 氏 名 安元 稔  
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西屋代五七七番地七
- 三 定款に記載された目的  
子どもからお年寄りまでの周防大島に暮らす人々が住みよいまちづくりを推進するため、自然環境の整備、特産物等を活かした産業振興、文化を高めるための活動等の事業を行い、もって豊かな自然を保全するとともに、地域住民が健康で豊かに暮らすことができる安らぎのあるふるさとづくりにより寄与すること。

(三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告（四八三）に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月二十三日から同年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パルティ・フジ美祢  
所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月二十三日から同年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パルティ・フジ新陽  
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三三) 県営吉見地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営吉見地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類

県営吉見地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年一月二十四日から同年二月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三四) 県営萩原地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営萩原地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営萩原地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年一月二十四日から同年二月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三五) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成十九年三月十二日(月曜日)午前九時から

(二) 場所

三 講習の科目及び時間  
山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部三号会議室

科 目	時 間
種苗に関する法令	二
種苗の産地及び系統	二
種苗の生産技術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万四千円に相当する山口県収入証紙をはって、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成十九年二月九日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

(三六) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	路線名	区 区	間 間
県 道	防府停車場向島線	防府市 同町二二三の一五地先からの西側の一部	

(三七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年一月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
香川県高松市鍛冶屋町七番地の二二  
穴吹興産株式会社

山口県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十九年一月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人響会ケアハウスSUN	下関市豊浦町大字川棚二三九の二	平成一九、一、一一
社会福祉法人周南北部福祉会	周南市大字鹿野中四六の一	〃
社会軽費老人ホーム特定施設悠久の里	〃	〃

正 誤

平成十九年一月十二日山口県選挙管理委員会告示第一号(政治団体の名称等)

二二	ページ
下	段
表中	箇所
北園市北園2丁目16番8号	誤
北園市北園2丁目16番7号	正

平成十九年一月二十三日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)